**令和６年度　商店街店舗魅力向上支援事業＜観光コンテンツ化型＞**

**実施商店街応募要領**

**１．事業概要**

商店街は商いのまち・大阪を代表するスポットであり、様々な魅力を有する。万博開幕に向け、インバウンドをはじめとする国内外の観光客がより一層大阪を訪れることが予想されるが、観光客は都市部に集中し、府域への波及にはつながっていない。そこで、「商店街店舗魅力向上支援事業＜観光コンテンツ化型＞」では、都市部以外で歴史・文化などの観光資源やグルメ店舗などがあり、観光客を広く呼び込むポテンシャルを有する商店街について、商店街とその周辺エリアから収集した観光資源を観光系専門家等のアドバイスのもとに磨き上げ、ブランディング等を通じて観光コンテンツ化し、造成したツアーを国内外の旅行客に向けて発信することで、府内の回遊性を高め商店街の観光・消費の促進につなげることを目的とする。

※「魅力発信」型と「観光コンテンツ化」型の募集を同時に行っています。本要領は、「観光コンテンツ化型」の募集です。実施内容は下記３を参照ください。

**２．対象商店街等**

（１）実施件数、支援予算額

①実施件数：３件程度

②支援予算額：１件あたり220万円以内（税込み）

（２）応募資格・要件

　　以下のすべてを満たす大阪府内の商店街等組織（注）であること。

　　ただし、令和５年度、観光コンテンツ化支援またはモデル創出支援に選定した商店街等組織は申請できません。

1. 別途募集中の「令和６年度商店街店舗魅力向上支援事業＜魅力発信型＞」　に申請（令和５年度に参加している商店街等組織は参加を継続）していること。

②　以下のすべてを満たすこと。

ア　＜観光コンテンツ化のポテンシャル要件＞

a 商店街や周辺エリアにおいて、集客店舗・施設（当該店舗・施設を目的に国内外から来客するような店舗・施設）を有すること

b 商店街や周辺エリアにおいて、観光・文化・サブカルチャーなどの観光資源を有すること

イ ＜実施体制・組織要件＞

a 商店街の自主財源で観光・消費に取り組むなど、観光・消費需要の取り込みをはかるため、商店街が観光拠点になり、観光・消費を促進するような自主的な取組みの実績を有すること

　　　　　 b 本事業遂行のための組織的人員体制を商店街等組織内において整備することができること

ウ ＜市町村等との連携要件＞

　　　　　 　商店街等組織が取り組む本事業に対して、市町村との連携が得られること。

（申請時には地方公共団体が作成する「支援計画書」を提出すること）

　　　エ ＜その他＞

　　　　　　　大阪府からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと。

（注）　　商店街等組織とは、それぞれ以下に該当するものをいう。

・商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街等組織

・商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

**３．実施内容等**

（１）主な実施内容

本事業（観光コンテンツ化型）の主な実施内容は以下のとおりです。

①　観光資源の発掘

商店街及びその周辺エリアの観光コンテンツの素材となる観光資源（発掘する資源は、食文化（大阪産（もん）等）、歴史、アニメ、集客店舗、観光文化施設等）を大阪府から本事業を受託した事務局（以下「事務局」という。）や地域の団体・住民等と連携して発掘すること。同商店街から、さらに周辺エリアの回遊を促す情報発信を行うため、対象商店街及び周辺の回遊を促すエリアについても発掘の対象とすること。

②　観光資源の磨き上げ・観光コンテンツ化

発掘した観光資源等について、観光支援機関等のアドバイスのもとに、情報発信やツアー造成の素材として磨き上げ、ブランディング化等により、観光コンテンツ化を実施すること。

なお、実施にあたっては、商店街、市町村、商業団体・地域団体・住民、観光系専門家、旅行会社等から構成される検討組織を立ち上げ、本事業実施中においてはその組織と連携し、事業終了後においても組織が継続していくような取組みとすること。

③　ツアー造成

観光支援機関等のアドバイスのもとに、素材やブランドを活用したツアー造成等についての検討を行うこと。ツアー造成に当たっては、観光系の専門家等の助言を適宜受けること。

④　ポータルサイト等での情報発信

観光コンテンツ情報やツアー情報等ついて、商店街の有するHP・SNS等で積極的に発信するとともに、大阪府のポータルサイト「ええやん！大阪商店街」での発信に協力すること。

⑤　その他

　　　　その他観光コンテンツ化に必要な取組みを実施すること（商店街での誘客イベントやキャンペーンの実施等）

（２）事業スキーム

　本事業は、事務局と選定された商店街との間で契約を締結し、商店街において事業を実施いただく形式です。

※補助金ではありませんので、事業実施においては、契約相手である事務局及び大阪府との調整・承諾を得て行っていただき、必要な指示に従っていただくこととなりますのでご留意ください。

（３）選定後の条件

　　対象商店街として選定された場合、以下の条件を満たすこと。

　 ①　選定された後、上記（２）の契約締結の前に、事務局と実施内容の詳細を調整し承諾を得ること。

②　商店街等組織の代表、役員及び組合員が、本事業の取組みに組織的かつ迅速に対応すること。

③　商店街のホームページやイベントチラシ等に本事業のＰＲを掲載するなど、広報に協⼒すること。

④　事業実施において、事務局の伴走支援を受け入れ、実施状況について事務局に随時報告し確認を得ること。

　　事業内容が変更となる場合は事務局に必ず事前に報告し承諾を得ること。

⑤　事務局からの効果検証、アンケート調査、成果普及の取組みなどに協力すること。

**⑥　配付する万博の啓発のぼりの掲出等、万博の機運醸成に協力すること。**

**４．応募書類等**

（１）応募書類：商店街店舗魅力向上支援事業申請書　様式２＜観光コンテンツ化型＞

　　　※「商店街店舗魅力向上支援事業　様式１＜魅力発信型＞」への申請は前提条件となります。

（２）提出期限：令和６年５月８日（水）必着

（３）提出方法：応募書類を郵送により提出

（４）提出先：下記７記載の事務局

（５）応募上の留意事項

①　応募書類については、審査にあたり、学識経験者や専門家等に配付します。

②　提出された応募書類一式は返却しません。

③　申込に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。

④　応募に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

⑤　事業実施商店街決定後、事務局と商店街とで契約締結に向け実施内容の詳細について協議します。

事務局との協議が成立しないときは、契約を締結しないことがあります。

また、協議に当たり、内容・金額について変更が生じる場合があります。

⑥　本事業の実施にかかる経費については、令和４年度「がんばろう！商店街事業」募集要領「６．支援対象経費」を原則準用しますのでご参照ください。

⑦　事務局から商店街等組織への支払いは事業終了後です。ただし、事情があり事業実施前に概算払いを希望される場合は、申請書にその旨を記載ください。実施商店街決定後に個別に協議します。

**５．審査**

（１）審査方法

申請書にて記載いただいた内容について、学識経験者や専門家等から意見を聴取し、その結果をもとに大阪府が施策効果などを総合的に判断し、実施商店街を決定します。

審査は原則として応募書類にもとづいて行いますが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出を求めることがあります。

　　　なお、別事業で募集中の「令和６年度　商店街等モデル創出普及事業＜モデル創出＞」と重複しての申請は受け付けられません。

　【審査内容】

・観光コンテンツ化のポテンシャルについて（集客店舗・施設、観光資源、交通アクセスの良さ等）

・実施体制・組織について（商店街での事業実績、組織的人員体制）

・市町村等との連携について（市町村との連携、地域との連携等）

・本事業の具体性・事業効果について（企画案の具体性・熟度、事業効果、継続性等）

・本事業趣旨との整合性について

（２）審査結果

選考結果については、５月下旬に大阪府ウェブサイトに掲載するとともに、申請者あてに通知します。

**６．スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和６年 | ４月１日（月） | 応募要領公表 |
|  | ５月８日（水） | 応募申請提出締切（必着） |
|  | ５月下旬 | 実施商店街決定 |
|  |  | 本事業事務局と商店街とで実施内容を調整・ブラッシュアップ |
|  | ６月上旬以降 | 本事業事務局と商店街とで契約締結及び事業開始 |
| 令和６年 | 12月末頃 | 事業終了・精算 |

**７．問い合わせ・書類提出先**

大阪府商店街店舗魅力向上支援事業事務局（10:00～17：00　土曜日、日曜日および祝日を除く）

受託事業者　(株)産經アドス内「商店街店舗魅力向上支援事業事務局」

住所　〒556-0017 　大阪市浪速区湊町2-1-57　難波サンケイビル

メールアドレス　miryoku@osaka-shotengai-info.com

電話番号　06-6636-1034 FAX番号 06-6636-1489